

令和 6 年度  
大島一般廃棄物管理型最終処分場  
管理業務委託

仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

この仕様書は、令和 6 年度大島一般廃棄物管理型最終処分場管理業務委託（以下「この委託」という。）に適用する。

## 第 1 章 一般事項

### 1 目的

東京都島嶼町村一部事務組合（以下「委託者」という。）が設置した、大島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）における廃棄物の埋立処分及び施設の維持管理に係る業務を委託するものである。

### 2 委託名

令和 6 年度大島一般廃棄物管理型最終処分場管理業務委託

### 3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 4 委託場所

東京都大島町差木地奥山 1146 番地 9 ほか大島一般廃棄物管理型最終処分場

### 5 関係法令等の遵守

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、電気事業法、下水道法及びその他の関係法令を遵守すること。

### 6 労務管理

業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法等の労働関係法令を遵守すること。

### 7 再委託の禁止

- (1) 次の各号に掲げる業務について、第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
  - ア 業務に関する指揮監督
  - イ 非常事態発生時の緊急対応
  - ウ 設備の運転操作、点検整備の業務
- (2) 前項に定める業務以外の業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ業者名、金額、業務内容及び計画等を記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

## 8 経費の負担

この委託に係る業務の履行に必要な経費は、次の各項に定める経費を除き、受託者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及びその他の光熱費（水の調達に必要な経費は受託者負担とする。）
- (2) 電話回線及びその他の通信費
- (3) 施設の運転管理に必要となる特殊な工具及び備品費（重機及び燃料費は受託者負担とする。）
- (4) 浸出水の処理及び分析に用いる薬品費
- (5) 設備及び建物の維持管理に必要となる材料費

## 9 契約締結後の提出書類

受託者は、契約締結後速やかに、次の各項の書類を委託者に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 総括責任者及び副責任者選任通知書（経歴書含む。）
- (3) 業務従事者名簿
- (4) 資格取得者名簿（資格書複写含む。）
- (5) 維持管理計画書（年間の作業計画、緊急連絡体制表等。）
- (6) その他委託者が必要とする書類

## 10 第三者に及ぼした損害

- (1) この委託に係る業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、この委託に係る業務の履行に伴う、通常避けることができない事由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち受託者の故意若しくは過失又は受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- (3) 前項の規定により、受託者が損害を負担すべきとする場合には、その原因及び根拠等を整理して、その負担の有無及び賠償額について委託者と協議しなければならない。
- (4) 業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、受託者は、誠意をもって被害者に対応するとともに、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。
- (5) 前項の規定は、この委託に係る業務の完了後に発生した損害についても、当該業務に起因するものについてはこれを適用するものとする。

## 11 守秘義務等

- (1) 受託者は、この委託に係る業務の履行に伴い知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 前項の規定は、この委託に係る業務の完了後においても、これを適用するものとする。

## 12 業務の引き継ぎ

- (1) 受託者は、この委託の契約終了後（契約解除により終了する場合も含む。）に自己以外の者が履行することとなる場合には、当該自己以外の者が、受託した業務を円滑に履行できるよう必要な引き継ぎを行わなければならない。
- (2) 前項の引き継ぎは、この委託の契約終了後最初に廃棄物が搬入される日までに行わなければならない。
- (3) 業務の引き継ぎに要する費用は受託者が負担するものとする。

## 13 資料の貸与及び返還

- (1) この委託の履行に必要な完成図書、報告書及びその他の資料は受託者に無償で貸与するものとする。この場合において委託者が当該貸与物の返還を求めたときは、受託者は無条件でこれを返還しなければならない。
- (2) 受託者は、契約期間の満了時まで、委託者より貸与された資料を全て返還しなければならない。

## 14 施設等の損傷

- (1) 受託者は、故意又は過失により埋立処分地内の遮水層その他の施設に損傷を与えた場合には、委託者の指示に従い、受託者の負担により補修及びその他必要な措置をしなければならない。
- (2) 前号の場合において、当該損傷のため処分場の業務に支障が生じたことによって損害が生じた場合には、受託者は当該損害についても賠償するものとする。

## 15 疑義事項

受託者は、この委託の遂行上、本仕様書の解釈に疑義を生じた場合や記載のない事項が発生した場合は、委託者と協議し決定する。

## 第2章 業務概要

### 1 処分場施設概要

- |     |           |                                                    |
|-----|-----------|----------------------------------------------------|
| (1) | 敷地面積      | 54,000 m <sup>2</sup>                              |
| (2) | 埋立地       |                                                    |
|     | ア 埋立面積    | 7,000 m <sup>2</sup>                               |
|     | イ 埋立容量    | 49,500 m <sup>3</sup>                              |
|     | ウ 埋立構造    | 準好気性埋立構造                                           |
|     | エ 埋立対象物   | 不燃ごみ、焼却残渣                                          |
|     | オ 年間埋立予定量 | 605 t                                              |
| (3) | 浸出水処理施設   |                                                    |
|     | ア 処理能力    | 50 m <sup>3</sup> /日                               |
|     | イ 調整槽容量   | 1,020 m <sup>3</sup>                               |
|     | ウ 処理方法    | 流入調整設備＋生物処理＋凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒（汚泥：遠心分離脱水処理） |
|     | オ 計画水質    |                                                    |
|     | (ア) pH    | 5.8～8.6                                            |
|     | (イ) BOD   | 10 mg/ℓ以下                                          |
|     | (ウ) COD   | 10 mg/ℓ以下                                          |
|     | (エ) SS    | 10 mg/ℓ以下                                          |
|     | (オ) T-N   | 10 mg/ℓ以下                                          |
|     | (カ) その他   | 排水基準を定める総理府令の基準値以下                                 |

### 2 業務の範囲

- (1) 次の対象施設の点検及び維持管理を行うものとする（建築物、建築設備、門扉、フェンス、場内搬入道路、浸出水処理施設、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水施設、ガス抜き管、防災調整池、場内搬入道路、監視設備、機械設備、配管設備、電気設備、電気工作物及びその他本施設に付帯するもの。）。
- (2) 受託者は、処分場の運営及び管理に関する専門的な知識及び経験に基づき、処分場における、委託者の運営及び管理の業務が円滑且つ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。

### 3 総合的な業務管理

- (1) 全体スケジュール管理、業務間調整及び連絡調整等を行うこと。
- (2) 業務の実施にあたり、委託者及び関係者と連絡を密にし、連携すること。
- (3) 点検結果等により、総合的な判断から改善案等を提案すること。

- (4) 作業中の掲示及びバリケード設置等必要な処置を講ずること。
- (5) 異常及び部品交換履歴等必要となるデータを取りまとめること。
- (6) 退出時毎に最終処分場門扉の開閉を行い、関係者以外の出入りを禁ずること。
- (7) 施設を清潔に保ち必要となる清掃、除草を行うこと。
- (8) 火災発生防止に努め必要な措置を講ずること。

#### **4 委託者が実施する業務への協力**

- (1) 受託者は、埋め立て処分に係る業務の立会い、設備の現況の調査、稼働状況または運転状況の確認及びその他のこの委託の履行の適正を確保するために必要な業務を委託者が行うときには、必要な協力をしなければならない。
- (2) 委託者が、処分場の運営及び管理に関する事項に関し、国、東京都及びその他の機関から調査または報告を求められた場合には、受託者は、委託者にこれに応じるための必要な協力をするものとする。
- (3) 受託者は、委託者が処分場に備え付けている図面及びその他の図書類を委託者の指示に従い整理し、保管するものとする。
- (4) 委託者は、第三者に発注する業務の履行または工事の施工が、この委託に係る業務の履行に密接に関連する場合には、必要な調整を行うものとする。また、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う業務の履行または工事の施工に協力しなければならない。

#### **5 電子記録の保存**

- (1) 受託者は、廃棄物の計量記録、自動計測装置による計測記録、その他廃棄物の埋め立て処分の電子記録及び施設の維持管理に関して収集した電子記録を保存及び管理しなければならない。
- (2) 受託者は、故意又は過失により前項の電子記録を毀損または滅失したときには、当該毀損または滅失した電子記録を復元しなければならない。
- (3) 前項の規定により、要した費用は受託者が負担するものとする。

#### **6 この委託から除く範囲**

- (1) 計量法に基づく定期検査
- (2) 消防法に基づく点検の実施及び消防署長への報告
- (3) 電気事業法に基づく電気工作物の保安に関する業務
- (4) 浄化槽法に規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃
- (5) 委託者が貸与する計測器では検査できない水質検査
- (6) 簡易な補修の範囲を超える補修その他の工事

## 7 業務を行う日及び時間

- (1) 緊急の必要がある場合を除き、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日を除く日とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、廃棄物の受け入れ作業については、委託者から依頼があった場合には協力するものとする。
- (3) 緊急の必要がある場合を除き、午前7時45分から午後4時30分までの時間において実施するものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、埋立処分地で行う作業については、日の出前及び日没後においてはこれを行ってはならない。
- (5) 受託者は、1週間以上前に届け出ることにより、委託者の承認を得て、第1項で定める業務を実施しない日に業務を実施することができる。

## 8 非常事態発生時の緊急対応

- (1) 受託者は、大雨、台風、停電、設備の停止、事故及びその他の非常事態の発生に備えて、連絡体制、人員の配置体制の整備、応急措置の準備及びその他の必要な対策を講じておかなければならない。
- (2) 受託者は、非常事態が発生した場合には、応急措置及びその他の事態の拡大を防ぐために緊急に必要な措置を行ったうえで、直ちに委託者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、設備の故障または停止及びその他の非常事態が発生し、自動通報システム及びその他の方法によりこれを検知した場合には、直ちに前項の体制により、必要な連絡を行ったうえ、所要の人員を配置し、発生状況、原因の調査、応急措置及びその他の必要な対応を取らなければならない。

## 9 業務従事者の配置及び要件

- (1) 業務従事者の配置
  - ア 受託者は、この委託を適正に履行するために必要な業務従事者を配置しなければならない。
  - イ 受託者は、業務従事者の中から、総括責任者及び副責任者を選任し、選任した総括責任者等が病気及びその他の事由により、職務の遂行が困難な場合は、新たに責任者等を選任しなければならない。
  - ウ 受託者は、総括責任者及び副責任者を選任したときは、文書で委託者に通知しなければならない。
- (2) 業務従事者の職務、知識及び経験等
  - ア 総括責任者は、施設に常駐し、委託者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理すること。

- イ 総括責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき設置された最終処分場のうち、遮水工に遮水シートを用いている最終処分場において、過去１０年以内に維持管理の実務に１年以上従事した経験を有する者とし且つ総括責任者または副責任者としての経験を有する者であること。
- ウ 総括責任者は、一般財団法人日本環境衛生センターが発行した最終処分場に必要となる専門的知識及び技能に関する講習等を修了したことを証明する認定書（最終処分場技術管理士）を有する者から選任すること。
- エ 副責任者は、施設に常駐し、総括責任者を補佐すること。また、総括責任者が不在の時にはその職務を代理すること。なお、副責任者が総括責任者の職務を代理した場合においては、新たに副責任者を選任し、配置すること。
- オ 埋立業務に従事する者は、重機の適切な運転操作、保守点検等ができ、１年以上の実務経験を有する者とする。
- カ 委託者は、業務従事者がその権限に属する職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。また、受託者は、請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知すること。

## 10 有資格者等の配置

受託者は、施設に次の各項の資格を有する者を配置すること。

- (１) 廃棄物処理施設技術管理士（最終処分場）
- (２) 車両系建設機械運転技能講習修了者
- (３) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (４) フォークリフト技能講習修了者

## 11 業務報告書

受託者は、次の各項の書類について各時期に提出すること。なお、処分場備え付けの電子計算機に電子データを保存することにより、提出に代えることができるものとする。

- (１) 業務管理日報（日報）提出期限：勤務毎
  - ア 浸出水処理施設管理日報
  - イ 処分場施設点検日報
  - ウ 薬品及びその他の備品等写真
  - エ 埋立地の定点写真
  - オ その他委託者が指示する書類
- (２) 業務管理月報（月報）提出期限：翌月の末日まで
  - ア 業務完了届
  - イ 簡易水質測定結果表

- ウ 埋立地定点写真表
- エ 薬品使用量及び在庫表
- オ 廃棄物等計量伝票
- カ 焼却灰含水率及び目視観察結果表
- キ 廃棄物等受入及び埋立処分台帳
- ク 埋立位置その他の埋立状況を示した図面
- ケ 月間降水量表
- コ その他委託者が指示する書類

(3) その他報告書 提出期限：令和7年3月31日

- ア 重機等燃料使用量表
- イ その他委託者が指示する書類

### 第3章 業務内容

#### 1 廃棄物等の受入業務及び埋立業務

次の各項に定める廃棄物等の搬入管理及び埋立処分に係る業務を実施すること。なお、本条のうち重機を用いた作業は2人以上で実施し、事故が発生した場合には、応急手当を施し、負傷者を速やかに医療機関に搬送すること。また、二次災害を食い止める等、事故による被害を最小限にとどめる努力をしなければならない。

##### (1) 受入業務

各町村（大島町、利島村、新島村、神津島村）の焼却施設からの焼却灰等を積込んだ車両を受入毎に誘導し、検査、重量測定、荷下ろし作業を行う。（荷姿：コンテナ積みフレコン袋梱包。）

ア 搬出元からの焼却灰等搬出通知書等により、事前に搬出日時、数量及び種別（主灰、飛灰等）を確認し、受入時において、通知書等と相違がないか検査すること。

また、相違が生じた場合においては、速やかに委託者及び搬出元へ報告すること。

イ 焼却灰等の搬入毎に計量設備による重量計測を行い記録する。また、記録内容は、搬出元、運搬業者名、搬入日時、搬入物の総重量、風袋重量、正味重量及び種別とする。

ウ フレコン袋を開封し、金属等の異物混入がないか確認すること。また、異物等の混入が確認された場合は、速やかに委託者へ報告し、委託者の指示に従うこと。

エ 焼却灰の種別ごとに含水率を測定し記録すること。

##### (2) 埋立地への積替運搬業務

搬入した焼却灰等を場内運搬用の車両に積み替え埋立地へ運搬し積み下ろしする。なお、運搬に用いる車両は原則として2t級とすること。

##### (3) 埋立作業

埋立処分地における埋立及び覆土の施工に係る作業とし、委託者の定める埋立計画に従って廃棄物と覆土からなる構造体を完成させる業務とする。

ア 埋立処分地内の遮水層その他の施設に損傷を与えないよう細心の注意を払わなければならない

イ 遮水工に接する面は、覆土50cm厚で敷き均すること。

ウ 焼却灰のうち、主灰においては、フレコン袋から取り出し施工すること。

エ 焼却灰のうち、主灰以外においては、フレコン袋に亀裂を入れること。

オ 焼却灰の上に、即日覆土を施し、敷き均し、整形、締め固めをすること。

カ 即日覆土の施工厚は、10cm程度とすること。

キ 焼却灰等の埋立時において、既設の覆土はできる限り掘削し、覆土として再利用するものとする。

- ク 強風等悪天候時には実施しないこと。
- ケ 埋立作業に用いた重機を埋立処分地から搬出する場合には、その都度、埋立処分地での散水又は洗車設備での洗車により、当該重機を洗浄すること。
- コ 本項及び委託者の定める埋立計画に疑義を生じた場合や記載のない事項が発生した場合は、その都度、委託者と協議し、委託者の指示に従うこと。

(4) フレコン袋の返送

焼却灰梱包用フレコン袋のうち、主灰に使用された分においては、再使用が可能な範囲で搬出元へ返却する。

- ア 再使用回数の限度は3回までとする。
- イ 再使用するフレコン袋に、再使用と分かる目印及び使用回数を記すこと。
- ウ 亀裂等破損が確認されるフレコン袋は再使用しないこと。
- エ 再使用するフレコン袋内外の付着物はできる限り除去し、除去物は埋立地に埋め立てること。
- オ 前号の作業は埋立地内で実施し、強風等悪天候時には実施しないこと。
- カ 搬出元への返却は、搬入元の運搬車に積むことで返却したものとする。

(5) 覆土の運搬

施設内の覆土置き場に貯留されている覆土を埋立地へ埋立作業毎に必要な量を運搬する。

- ア 運搬する覆土は、重量計により重量を計測し記録すること。
- イ 前号の重量計による計測は、体積より重量を算定することで代えることができ、体積に 0.56m<sup>3</sup>/t を除して得られた値を重量とする。

(6) 埋立地定点写真

勤務毎に委託者の指示する定点の写真撮影を行う。

## 2 屋外設備の清掃業務

埋立地等の屋外設備の浚渫及び除草を行う。

(1) 浚渫

屋外設備について、機能維持のための浚渫及び清掃を行う。なお、除去物は埋立地へ埋立処分すること。

- ア 雨水集排水施設(道路側溝等) 頻度：1回/6箇月
- イ 洗車場 頻度：随時
- ウ 地下水集排水設備(地下水ピット) 頻度：随時

(2) 除草

処分場内の衛生環境及び美観を確保するために草刈りを行う。なお、作業で発生する刈草及び剪定枝については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。

ア 雨水集排水施設(道路側溝等)周辺 頻度：1回/4箇月

イ 埋立地内 頻度：1回/4箇月

### 3 施設の運転管理業務

次の各項に定める浸出水処理施設に係る業務を行う。

#### (1) 浸出水処理施設の運転管理

ア 放流水の水質が基準に適合するよう浸出水処理施設の適正な運転管理

イ 浸出水原水流入量や水質データから、降水量や埋立時期等による変化を事前に予測し、委託期間において、浸出水調整設備の機能を最大限発揮させ且つ各処理工程の水質が長期的に安定するよう必要となる調整（計画、分析、処理量、処理量変更に伴う各種調整、タイマー設定変更等）

ウ 施設の運転状況の監視及び異常事態発生時の対応

#### (2) 設備、機器の点検整備

ア 日常点検

勤務毎に設備及び機器類の異常有無を目視、触手、聴覚及びその他方法により判断し、必要に応じて調整及び補修を行う。

(ア) ポンプ、送風機(吐出量、振動、騒音、作動状況)

(イ) 軸受、電動機(温度、電流値)

(ウ) 弁・配管(漏水、振動、作動状況)

(エ) 計装機器(作動状況、指示値)

(オ) 槽内(ばっ気状態、汚れ、臭気状況)

(カ) 消耗品の交換(Vベルト、電極、弁、電子部品等)

(キ) 軽微な補修(錆びケレン・塗装、固定金具増締、配管洗浄等)

(ク) 埋立地の露出している保護マットの点検(凹凸、浮き、剥がれ、損傷)

(ケ) 場内搬入道路の点検(亀裂、沈下、汚れ)

(コ) 洗車設備の点検(亀裂、排水不良、土砂等堆積)

(サ) 覆土置場の点検(法面崩壊、土流出)

(シ) 防災調整池の点検(亀裂、排水不良、土砂等堆積)

(ス) 処分場内及び周辺の点検(不法投棄の有無、門、フェンス、外灯の破損)

(セ) 地下水集排水設備(地下水ピット)の点検(亀裂、土砂等堆積)

(ソ) 雨水集排水施設(道路側溝等)の点検(亀裂、排水不良、土砂等堆積)

イ 定期点検

定期的に機器類の測定、調整、消耗品交換、清掃等を行う。

(ア) 各機器類の絶縁抵抗値測定 頻度：1回/1箇月

(イ) 各pH計、DO計、ORP計の校正 頻度：1回/1箇月

(ウ) 流量計(フロート式)清掃 頻度：1回/1箇月

(エ) 回転機器のグリス注入、ギヤオイル交換、フィルタ清掃 頻度：1回/3箇月

(オ) その他必要となる点検等

### (3) 薬品、消耗品の管理

薬品及び消耗品等の受入作業、納入写真撮影、補充、保管、使用量、在庫管理及び記録を行う。

ア 薬品及び消耗品等は委託者が支給する。

イ 薬品及び消耗品等の在庫補充は、必要となる1箇月以上前に数量、品名、型式及びその他必要となる事項を委託者へ報告すること。

### (4) 簡易水質分析及び測定

水質管理のための必要に応じた簡易分析(パックテスト、ドロップテスト及びハンディ計測器等による分析及び測定)を行う。

ア 水素イオン濃度指数(測定方法：ハンディ pH 計)

(ア) 集水ピットから放流槽までの各槽 頻度：1回/週

(イ) 地下水ピット 頻度：1回/1箇月

イ 溶存酸素濃度(測定方法：ハンディ DO 計)

生物処理槽(BOD酸化槽、硝化槽、脱窒槽、再曝気槽) 頻度：1回/週

ウ 導電率(測定方法：ハンディ導電率計)

(ア) 集水ピット、調整槽、放流槽 頻度：1回/週

(イ) 地下水ピット 頻度：1回/1箇月

エ 化学的酸素要求量(測定方法：パックテスト)

調整槽、ろ過処理水槽、活性炭吸着処理水槽、放流槽 頻度：1回/1箇月

オ 全窒素(測定方法：パックテスト)

調整槽、pH調整槽、ろ過原水槽、放流槽 頻度：1回/週

カ アンモニア態窒素(測定方法：パックテスト)

pH調整槽、ろ過原水槽 頻度：1回/週

キ 亜硝酸態窒素(測定方法：パックテスト)

pH調整槽、硝化槽、脱窒槽、ろ過原水槽 頻度：1回/週

ク 硝酸態窒素(測定方法：パックテスト)

pH調整槽、硝化槽、脱窒槽、ろ過原水槽 頻度：1回/週

ケ リン酸態リン(パックテスト)

pH調整槽、脱窒槽、放流槽 頻度：1回/週

コ カルシウム硬度(測定方法：ドロップテスト)

調整槽、放流槽 頻度：1回/週

サ 塩化物(測定方法：ドロップテスト)

調整槽、放流槽 頻度：1回/週

シ 残留塩素(測定方法：DPD法)

放流槽 頻度：1回/週

(5) 槽内清掃、点検

各槽内に堆積した汚泥等を除去し、除去後において、槽内底部及び壁面の亀裂有無を確認する。なお、本項の作業を実施する場合においては、あらかじめ委託者へ作業日時を報告すること。また、除去した汚泥、砂及び剥離微生物生物膜等は、埋立地へ埋立処分すること。

ア 第2調整槽 頻度：1回/12箇月

イ 調整槽、生物処理槽(BOD酸化槽、硝化槽、脱窒槽、再曝気槽)を除く、集水ピットから放流槽までの各槽 頻度：随時

(6) その他データの記録

勤務毎に計装機器の測定値、天候、水温、気温、降雨量、作業で使用した燃料の使用量及びその他の運転管理の参考となるデータを記録する。

#### 4 その他の業務

(1) 用水の調達

浸出水処理施設の運転その他の浸出水処理施設の管理に必要な水の調達に要する費用は受託者においてこれを負担するものとする。

(2) 見学者への対応

見学の依頼その他の要望を受けたときには、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従い、見学者の対応を行うものとする。また、見学者の対応を行ったときは、要望内容、見学者の氏名又は団体名、対応内容及びその他委託者が指示する事項を記録すること。

(3) 不審者に対する対応

事前に委託者の許可を受けた者を除くほか、何人も処分場内に立ち入らせてはならない。また、事前に委託者から処分場に立ち入る許可を受けている旨の通知を受けていない者が処分場に立ち入ろうとしたときは、委託者にその旨連絡し、委託者の指示に従うこと。

(4) 清掃、整理整頓

施設全般を常に清掃し衛生に保つとともに、整理整頓に努めなければならない。